

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

目 次

- ◇告 示 指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)
雇用保険法を適用しない旨の承認(雇用保険課)
生産事業者の登録の失効(森林保全課)
森林病虫害の駆除命令(二件)(〃)
松くい虫の特別伐倒駆除の命令(〃)
土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(〃)
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇公安告示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇公 告 消防設備等の工事又は整備に関する講習の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第五百七十一号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 養寿会	境港市誠道町二〇八三	なんぶ幸朋苑訪問 看護ステーション	米子市石井 一三三八	平成八年 八月二日

鳥取県告示第五百七十二号

雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第四条第一項第三号の規定に基づき、日野病院組合に雇用される者であつて、日野病院組合職員の退職手当に関する条例(平成八年三月日野病院組合条例第二十八号)の適用を受けるものについては、平成八年三月二十八日以後雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)を適用しないことを承認したので告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号 255	生産事業者 の氏名 倉益 徳弘	生産事業者 の住所 気高郡鹿野 町大字河内 二六四二一	生産事業の内容 穂の採種並びに 幼苗及び幼苗以 外の苗木の育成	事業所の名称 倉益苗圃	事業所の所在 地 気高郡鹿野町 大字河内二六 四二一
-------------	-----------------------	---	--	----------------	--

鳥取県告示第五百七十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

県下全域

2 期 間

平成八年九月二十日から平成九年二月二十八日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百七十五号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区 域

県下全域

2 期 間

平成八年九月二十日から同年十月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、航空機を利用して薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百七十六号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

平成八年九月二十日から平成九年二月二十八日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

三 命令をしようとする理由

県下の松林で松くい虫被害が発生しており、二の措置を行わなければ被害が異常に

まん延し、県下の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

四 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置として破砕を行う場合は、次によること。
 - 一 枝条は、焼却すること。
 - 二 破砕後の木片の厚さを六ミリメートル（木材チップにより破砕する場合にあっては、十五ミリメートル）以下とすること。
- 3 二に掲げる措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に速やかに提出すること。

鳥取県告示第五百七十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市車尾宮ノ前土地区画整理組合の解散を平成八年八月十五日認可したので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百七十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年四月八日 鳥取県指令米土維十第四十四号

- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市西福原五丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市西福原二丁目三十一
森口 芳夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年八月二十日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日時 平成八年八月二十三日(金)午後二時
- 二 場所 鳥取市東町二丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 報告事項
 - 1 病原性大腸菌O-157による食中毒防止対策について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認

めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年八月二十日

鳥取県公安委員会委員長 牧 野 晋

申請者	氏名又は名称	株式会社平和
	住所	難馬県桐生市広沢町二丁目3014-8
遊技機の種類	遊技機の区分	中島 権
	型式名	美女大集合2
	製造業者名	株式会社 平 和
	検定番号	600027
	有効期間	平成8年8月20日から3年間
	ばちんこ遊技機	規則第6条第1号イ該当機

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10に規定する消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成8年8月20日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 実施区分

区分	対象となる消防設備上の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 日時及び講習科目

区分	月	日	時 間	講 習 科 目
第一種	平成8年	10月21日(月)	13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
		10月28日(日)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
第二種	平成8年	10月28日(月)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		10月29日(火)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第三種	平成8年	10月22日(火)	13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
		10月28日(月)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
第四種	平成8年	10月28日(月)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		10月29日(火)	13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
第五種	平成8年	10月28日(月)	9時30分から12時30分まで	消防用設備等関係法令に関する事項 防火に関する他法令等に関する事項
		10月28日(月)	13時から17時まで	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

(注) 講習終了後、講習の区分ごとに筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請書の受付期間

平成8年8月20日から同年9月13日まで (郵送の場合は、平成8年9月13日の消印があるもの限り受け付ける。)

5 受講申請書の提出先

郵便番号 680

鳥取市田園町三丁目124 社団法人鳥取県消防設備保守協会

6 受講申請書の送付書類等

受講申請書には、提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像の写真を所定欄にはり付けること。

なお、受講申請書は、社団法人鳥取県消防設備保守協会、鳥取県生活環境部消防防災課及び各消防局(本部)に備え付けの用紙によるものとし、2以上の区分にわたって講習を受けようとする者は、区分ごとに提出すること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、1の講習の区分につき7,000円とし、その額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

8 その他

(1) 講習当日、受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 講習に際し、不明な点は、社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)又は鳥取県生活環境部消防防災課(電話0857-26-7790)に問い合わせること。